（様式第２号別紙１）

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

１　茨城県移住支援事業に関する報告及び立入調査について、茨城県及びつくば市から求められた場合には、それに応じます。

２　以下の場合には、つくば市わくわく茨城生活実現事業における移住支援金交付要項に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。

(1) 全額の返還

ア　虚偽の申請等をした場合

イ 移住支援金の申請日から３年未満に移住支援金を受給したつくば市から転出した場合

ウ　移住支援金の申請日から１年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合（就業及び本事業における関係人口の場合のみ該当）

エ　起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

（2）半額の返還

移住支援金の申請日から３年以上５年以内に移住支援金を受給したつくば市から転出した場合

３　移住支援金の支給を受けた後に実施されるつくば市からの確認により、現況の報告を求められた場合には、それに応じます。

　※　報告の求めに応じないことをもって、当該支援金の支給対象から除くことはいたしませんが、担当課より詳細な資料の提供やヒアリング等を依頼させていただきます。